

# 順天堂医院セカンドオピニオン外来のご案内

セカンドオピニオン外来とは

患者さんやそのご家族の方が、現在、おかかりになられている病院、診療所等の主治医の診断や治療方針について、主治医以外の専門医師の意見（セカンドオピニオン）を聞くことにより、今後の治療に関し、「患者さんが納得して、開かれた良い医療を受けられる」ための参考にしていただくことを目的としております。

最近の目覚ましい医療技術の進歩に伴い、同じご病気でも色々な治療法が確立されている中で、高度医療の中核となる大学病院として、最先端の診断・治療について当院専門医がアドバイスをいたします。

## 1) セカンドオピニオンに該当しないもの

他院から当院に診断、治療を目的とした継続的な医療の提供を求められる場合は、該当いたしません。

また、下記の目的でのお申込みはお受けできません。

- ①訴訟等を目的とする場合は行わない。
  - ・医療ミスがあったかどうかを調べる。
  - ・過去に行われた治療が正しかったかの確認等。
- ②既に終了した治療に対する診断については行わない。
- ③メンタルクリニックに関連すること。

## 2) ご用意いただくもの

現在おかかりになられている主治医からの、紹介状（診療情報提供書）、画像診断フィルム、検査の記録などがが必要です。出来る限り正確なアドバイスを行うため、詳しい情報が必要となります。なお、セカンドオピニオン外来で使用した資料は、終了時に相談者の方にお返しいたします。

また、現在おかかりになられている主治医あての報告書を作成いたします。なお、同報告書のコピーを、相談者の方にお渡しいたします。

## 3) セカンドオピニオン外来で行わないこと

セカンドオピニオン外来では、患者さんからのお話、現在おかかりになられている主治医からの情報提供の範囲での判断となりますので、新たに当院で検査、治療は一切行いません。

## 4) 料金について

健康保険は使えませんので、所定の費用をご負担いただきます。

（教授： 32,400 円（30分）、先任准教授： 27,000 円（30分）、  
准教授・講師： 21,600 円（30分））

## 5) 申込み方法、セカンドオピニオン外来申込みにあたり同意していただくこと

- ①本「セカンドオピニオン外来のご案内」の内容をお読みいただき、ご了承のうえセカンドオピニオン外来の申し込みを希望する場合は、【セカンドオピニオン外来申込書】の内容をお読みいただき、必要事項を記載、署名、捺印のうえ、紹介状（診療情報提供書）、画像診断フィルム、検査の記録等と一緒に地域医療連携室へお送りください。

地域医療連携室

〒113-8431

東京都文京区本郷3丁目1番3号

TEL 03-5802-1576

03-5802-1941

FAX 03-5802-3946

- ②なお、ご相談者が患者さんではなく、ご家族の場合は、患者さん本人の同意が必要となります。

【セカンドオピニオン外来 相談同意書】の必要事項を記載、署名、捺印のうえ、セカンドオピニオン外来当日に、必ずお持ちいただき、ご提出ください。

注) 患者さんをご相談者との関係を証明するもの（住民票、戸籍謄本等）をご提示いただきます。

以上